

全塾協議会選挙規則

目次

第1章 総則	1
第2章 選挙管理委員会	1
第1節 総則	1
第2節 組織	2
第3節 義務	3
第4節 公告式	5
第5節 補則	6
第3章 選挙	6
第1節 選挙期日	6
第2節 投票	7
第1款 総則	7
第2款 投票所における投票	7
第3款 電子計算機による投票	9
第4款 特別の投票	11
第3節 開票	12
第4節 候補者	14
第5節 当選人	15
第6節 再選挙	16
第4章 選挙運動等	17
第1節 選挙運動	17
第2節 特定選挙運動	18
第3節 規制行為	22
第4節 罰則	24
第5章 争訟	25
第6章 補則	28
附 則	29
別表（第105条関係）	30

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、塾生代表を公選する選挙の制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明かつ適正に行われることを確保し、もつて塾生自治の健全な発達を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 選挙情報 選挙管理委員会の構成員(委員、事務員及び監査役をいう。)が職務上作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、選挙管理委員会の構成員が組織的に用いるものとして、選挙管理委員会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 歴史的若しくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

二 学籍 学籍番号、学部及び学年をいう。

三 選挙運動 塾生代表の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるために直接または間接に必要かつ有利な行為をいう。

四 候補者等 候補者が2人以上の選挙にあつては塾生代表の候補者及び塾生代表たるにふさわしい候補者を特定しないことを、候補者が1人の選挙にあつては候補者を信任すること及び信任しないことをいう。

五 投票区 慶應義塾大学の日吉キャンパス、三田キャンパス、湘南藤沢キャンパス、矢上キャンパス、信濃町キャンパス及び芝共立キャンパスをいう。

六 規約 全塾協議会規約をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、塾生代表の選挙(以下単に「選挙」という。)について、適用する。

第2章 選挙管理委員会

第1節 総則

(選挙に関する事務)

第4条 この規則において、選挙に関する事務は、特別の定めがある場合を除くほか、選挙管理委員会が管理する。

2 選挙管理委員会は、全塾協議会の特別委員会とする。ただし、特別委員会規則の規定は、第16条に規定するもののほかは適用しない。

(選挙管理委員会の独立)

第5条 選挙管理委員会は、全塾協議会において、他の機関及び団体その他の組織から独立の地位を有する。

2 選挙管理委員会は、議会の議決によって定められた規約または規則の具体的な規定によらないで、全塾協議会における義務を課され、または権利を制限されない。

第2節 組織

(選挙管理委員会)

第6条 選挙管理委員会は、委員3人以上7人以下をもって組織する。

2 委員は、塾生代表の選挙権を有する者の中から議会が任命する。

3 議会は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その委員を罷免するものとする。

一 塾生代表の選挙権を有しなくなった場合。

二 心身の故障のため、職務を執行することができない場合。

三 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があった場合。

4 委員は、前項の各号の一に該当する場合を除くほか、その意に反して罷免されることはない。

5 委員の任期は、1年とする。但し、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

6 前項の規定にかかわらず、委員は、任期が満了したときは、あらたに委員が、その後最初に召集された議会において任命されるまでの間、なお、在任するものとする。

7 委員長は、委員の中から議会が任命する。

8 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を総理し、会議を招集する。

9 委員長は、委員の中から副委員長及び財務責任者それぞれ1人を任命しなければならない。

10 委員長、副委員長及び財務責任者の任期は、委員としての任期による。

11 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が臨時にその職務を行う。

12 委員長が欠けたときは、議会は、すみやかにこれを任命しなければならない。

13 委員長は、選挙管理委員会の議決により指定した事項を専決することができる。

14 財務責任者は、選挙管理委員会の会計事務をつかさどる。

15 副委員長または財務責任者が欠けたときは、委員長は、速やかにこれを任命しなければならない。

16 選挙管理委員会の会議は、その委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

17 選挙管理委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

18 この規則に定めるものの外、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、細則の定めるところによる。

(事務員)

第7条 選挙管理委員会に、事務員を置く。

2 事務員は、委員長が任免する。

3 事務員は、選挙管理委員会の命を受けて、選挙に関する事務に従事する。

4 委員長は、事務員を任免したときは、その旨を全塾協議会に報告しなければならない。

(監査役)

第8条 選挙管理委員会に、監査役を置く。

2 監査役の定員は1人とする。ただし、非常任の監査役を置くことを妨げない。

- 3 監査役は、塾生代表の選挙権を有する者の中から議会が任免する。
- 4 監査役は、次に掲げる事務に従事する。
 - 一 選挙管理委員会の業務及び財産の状況を監査すること。
 - 二 前号による監査の結果、不正の点があることを発見したとき、これを議会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするため必要があるとき、委員長に対して会議の招集を請求すること。
 - 四 選挙管理委員会の業務若しくは財産の状況について、会議に出席して意見を述べること。
- 5 前項第3号の請求による招集が発せられない場合には、監査役は、会議を招集することができる。
- 6 監査役は委員及び事務員を兼ねることができない。

(兼職の禁止)

第9条 第6条から前条までに規定するもののほか、次に掲げる者は、監査役、委員及び事務員を兼ね、またはそれらになることができない。

- 一 塾生代表
- 二 事務局長
- 三 候補者及び選挙運動員
- 四 任命の日の前1年以内に候補者または選挙運動員であった者

第3節 義務

(周知義務等)

第10条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の意識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法(第3章第2節第4款に規定する方法を含む。)、規制行為その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

2 選挙管理委員会は、選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるように努めなければならない。

3 選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の期日中、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。

(公正な選挙運営遂行等に関する義務)

第11条 選挙管理委員会は、第1条の目的を達成するために、公正に選挙を運営しなければならない。

2 選挙管理委員会は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない。

3 選挙管理委員会の構成員は、全塾協議会の信用を傷つけ、又は全塾協議会全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 選挙管理委員会の構成員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(投票率の向上の努力義務)

第12条 選挙管理委員会は、健全な塾生自治の発展のために、投票率の向上に努めなければならない。

(選挙情報の公開の努力義務)

第13条 選挙管理委員会は、選挙情報を公開するよう努めなければならない。

2 選挙人及び候補者は、選挙管理委員会に、選挙情報の公開を請求することができる。

3 前項の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を選挙管理委員会に提出してしなければならない。

一 公開請求をする者の学籍及び氏名

二 開示請求に係る選挙情報を特定するに足りる事項

4 選挙管理委員会は、公開請求があったときは、公開請求に係る選挙情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、遅滞なく、当該選挙情報を公開するよう努めなければならない。

一 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下本条において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 規約、規則若しくは細則の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

二 団体(特別委員会、所属団体及び事務局を除く。以下同じ。)に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 選挙管理委員会の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、団体における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

五 全塾協議会の内部またはその他団体との相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に塾生の中に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 全塾協議会が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査または取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約または交渉に係る事務に関し、全塾協議会の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

5 選挙管理委員会は、公開請求に係る選挙情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除い

た部分につき公開するよう努めなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

6 公開請求に係る選挙情報に第4項第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

7 選挙管理委員会は、公開請求に係る選挙情報に不開示情報が記録されている場合であっても、塾生の利益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該選挙情報を公開することができる。

8 公開請求に対し、当該公開請求に係る選挙情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を公開することとなるときは、選挙管理委員会は、当該選挙情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

第4節 公告式

(公告式)

第14条 選挙管理委員会が定める細則、告示その他の公表を要するものの公告式は、この節の定めるところによる。

(公布の方法)

第15条 細則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入しなければならない。

2 細則の公布は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下、「電子公告」という。)により行うものとする。ただし、天災地変その他緊急の必要により電子公告により公布することができないときは、塾生の見やすい場所にある掲示場(慶應義塾大学の敷地内にあるものに限る。)に、相当の期間掲示してこれに代えることができる。

3 電子公告に関し必要な事項は、細則で定める。

4 第1項及び第2項の規定は、告示その他の公表を要するものについて準用する。

第5節 補則

(特別委員会規則の適用)

第16条 特別委員会規則第5条、第7条及び第10条の規定は、選挙管理委員会に適用する。

第17条 削除

(費用)

第18条 選挙の運営に係る費用は、全額、自治会費をもって充てる。

第3章 選挙

第1節 選挙期日

(通常選挙)

第19条 塾生代表の任期満了による選挙は、塾生代表の任期が終る日の前60日以内に行う。

2 塾生代表の解任による選挙は、解任の日から44日以内に行う。

3 選挙の期日は、その名称とともに、その14日前までに告示しなければならない。

4 塾生代表の任期満了による選挙の期日の告示がなされた後その期日前に塾生代表が解任されたときは、任期満了による選挙の告示は、その効力を失う。

(再選挙)

第20条 第76条第1号または第5号に掲げる事由による再選挙は、これを行うべき事由が生じた日から160日以内に、同条第4号に掲げる事由による再選挙(選挙の無効による再選挙に限る。)は、選挙管理委員会が第122条第2項の規定による通知を受けた日から160日以内に行う。

2 塾生代表の再選挙は、その任期が終わる前60日以内にこれを行うべき事由が生じた場合は行わない。

3 再選挙は、その選挙を必要とするに至った選挙についての第108条または第110条の規定による審査請求期間または審査請求が係属している間は、行うことができない。この場合において、これらの期間に第1項に規定する事由が生じた選挙についての前各項の規定の適用については、第1項中「これを行うべき事由が生じた日」とあるのは「第108条若しくは第110条に規定する審査請求期間の経過または選挙管理委員会の第122条第2項の規定による通知の受領のうちいずれか遅い方の事由が生じた日」と、第2項の規定中「これを行うべき事由が生じた場合」とあるのは「第108条若しくは第110条に規定する審査請求期間の経過またはこれらの規定による審査請求が係属しなくなったことのうちいずれか遅い方の事由が生じた場合」とする。

4 再選挙の期日は、特別の定めがある場合を除くほか、少なくとも10日前に、その名称とともに、告示しなければならない。この場合において、その名称には「再選挙」の文字を入れなければならない。

第2節 投票

第1款 総則

(選挙の方法)

第21条 選挙は、投票により行う。

(平等選挙)

第22条 投票は、各選挙につき、1人1票に限る。

(期日)

第23条 選挙の期日は、第26条第1号に規定する方法による投票による選挙の場合においては5日間とし、第26条第2号に規定する方法による投票による選挙の場合においては7日間とする。

(選挙権のない者の投票)

第24条 投票の当日、選挙権を有しない者は、投票をすることができない。

(投票の秘密)

第25条 何人も、選挙人の投票した候補者等を陳述する義務はない。

(投票の方法)

第26条 投票は、次に掲げる方法のうち、選挙管理委員会が告示するものによる。ただし、特別の事情に応じて、第4款に定める方法により投票することを妨げない。

- 一 投票所における投票
- 二 電子計算機による投票

第2款 投票所における投票

(投票所における投票)

第27条 投票所における投票は、選挙人が、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をする方法による。

2 選挙人は、投票所における投票をしようとするときは、投票所の事務に従事する者に選挙権を有することを証するに足りる文書を提示しなければならない。

(投票所)

第28条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(投票所の開閉時間)

第29条 投票所は、午前10時30分に開き、午後5時に閉じる。ただし、選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

2 選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示しなければならない。

(投票所の告示)

第30条 投票所における投票による場合においては、選挙管理委員会は、投票所における投票選挙の期日から少なくとも5日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(投票記載の場所の設備)

第31条 選挙管理委員会は、投票所において選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ることまたは投票用紙の交換その他の不正の手段が用いられないことがないようにするために、相当の設備をしなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第32条 投票所における投票による場合においては、投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。

- 2 選挙人は、投票用紙を投票所の外に持ち出してはならない。
- 3 投票用紙の様式は、細則で定めるところによる。

(投票の記載事項及び投函)

第33条 投票所における投票については、選挙人は、投票所において、自ら、投票用紙に氏名が印刷された候補者等のうちその投票しようとするものの一に対して、その文字を○の記号で囲って、これを投票箱に入れなければならない。

- 2 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

(繰延投票)

第34条 投票所における投票による場合において、天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき、または更に投票を行う必要があるときは、選挙管理委員会は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を少なくともその最後の日の2日前に告示しなければならない。

(投票所における秩序保持)

第35条 投票所において演説討論をし若しくはけん騒にわたりまたは投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、選挙管理委員会の委員長またはその指定を受けた委員(以下、「投票管理者」という。)は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出せしめることができる。

(退出せしめられた者の投票)

第36条 前条の規定により投票所外に退出せしめられた選挙人は、投票所を閉めるべき時刻となり、投票所内に他の選挙人がないときになって投票をすることができる。ただし、投票管理者が、投票所の秩序をみだす虞がないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(投票箱の構造)

第37条 投票箱は、できるだけ堅固な構造とし、且つ、そのふたに各々異なる2以上の錠を設けなければならない。

- 2 前項の錠の鍵は、1を選挙管理委員会の委員長が管理し、その他を投票管理者が管理する。

(投票箱の開放及び閉鎖)

第38条 投票所を開くべき時刻になったときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を開き、投票箱を開放しなければならない。

- 2 投票所を閉じるべき時刻になったときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を鎖し、投票所にいる選挙人の投票の終了するのを待って、投票箱を閉鎖しなければならない。

- 3 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票箱が再び開放されるまでは、投票をすることができない。

- 4 投票箱が閉鎖されてから投票箱が再び開放されるまでの間は、投票管理者は、投票箱を安全な場所に保管しておかななければならない。

- 5 投票管理者は、その管理する投票所で最初に選挙人が投票をする前に、投票所内にいる選挙人の前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票録の作成)

第39条 投票管理者は、投票箱を閉鎖する毎に、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)

第40条 投票管理者は、選挙の最終日に投票箱を閉鎖したときは、速やかにその投票箱、投票録及び錠の鍵を開票所に送致しなければならない。

第3款 電子計算機による投票

(電子計算機による投票)

第41条 電子計算機による投票は、細則で定めるところにより、選挙人が、自ら、電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)を操作することにより、候補者等のうちその投票しようとするもの一を選択し、かつ、当該候補者等を選択したことを、電子情報処理組織(選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と選挙人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて、選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に記録する方法による。

(電子計算機による投票に用いる方法の具備すべき条件)

第42条 前条の規定による投票に用いる方法は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。

- 一 選挙人が1の選挙において2以上の投票を行うことを防止できるものであること。
- 二 投票の秘密が侵されないものであること。
- 三 投票をしようとする者が、選挙権を有することを確認できること。
- 四 選挙の期日中、常に投票を行うことができること。
- 五 電子計算機の操作により候補者等のいずれを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、当該選択に係る候補者等を電子計算機の表示により選挙人が確認することができるものであること。
- 六 電子計算機の操作により候補者等のいずれを選択したかを選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に確実に記録することができるものであること。
- 七 予想される事故に対して、電子計算機の操作により候補者等のいずれを選択したかを記録した選挙管理委員会の使用に係る電子計算機の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。
- 八 権限を有しない者が投票を行うためのプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)の管理に係る操作をすることを防止できるものであること。
- 九 投票アドレス(選挙管理委員会の使用に係る電子計算機のうち電子計算機による投票を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号またはこれらの結合であって、選挙人の使用に係る電子計算機に入力することのみによって、投票を行うためのプログラムを使用することができるものをいう。)を使用して、選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に、候補者等のいずれを選択したかを記録することができること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。

(投票所の告示)

第43条 電子計算機による投票による場合においては、選挙管理委員会は、選挙の期日から少なくとも5日前に、投票アドレスを告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した投票アドレスを変更したときは、選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(投票所の開閉時間)

第44条 電子計算機による投票は、選挙の期日中、常に利用できるようにしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、選挙の期日中、投票の中断(選挙人が用いることができる状態に置かれた投票を行うためのプログラムが、その状態に置かれないこととなったことまたはそのプログラムがその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合においても、次のいずれにも該当するときは、前項の規定に違反しないものとする。

- 一 投票の中断が生ずることにつき選挙管理委員会が善意でかつ重大な過失がないことまたは選挙管理委員会に正当な事由があること。
- 二 投票の中断が生じた時間の合計が選挙の期日の7分の1を超えないこと。
- 三 選挙管理委員会が投票の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、投票の中断が生じた時間及び投票の中断の内容を告示したこと。

(投票録の作成)

第45条 電子計算機による投票による場合においては、投票管理者は、選挙の期日中、毎日、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、他の2人以上の委員とともに、これに署名しなければならない。

第4款 特別の投票

(代理投票)

第46条 投票所における投票において、心身の故障その他の事由により、自ら○の記号を記載することができない選挙人は、第27条第1項、第33条第1項及び第56条第1項の規定にかかわらず、選挙管理委員会に申請し、代理人に投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、委員及び事務員のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において、当該選挙人が指示する投票用紙の欄に○の記号を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

3 前2項の場合において必要な事項は、細則で定める。

(点字投票)

第47条 投票所における投票において、選挙人は、第33条第1項及び第56条の規定にかかわらず、自ら、投票用紙に点字(細則で定めるものに限る。以下同じ。)で、候補者等のうちのいずれかを自書して、これを封筒に入れて封をし、表面にその氏名を点字で記載して、自ら、これを選挙管理委員会に提出する方法により投票することができる。

(電子計算機を用いることができない者の投票)

第48条 電子計算機による投票による選挙において、電子計算機を用いることができない選挙人は、第41条の規定にかかわらず、自ら、投票用紙に氏名が印刷された候補者等のうちその投票しようとするもの1人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを封筒に入れて封をし、表面にその氏名を記載して、自ら、これを選挙管理委員会に提出する方法により投票することができる。

2 選挙人は、前項の規定による投票をしようとするときは、選挙管理委員会に選挙権を有することを証するに足りる文書を提示しなければならない。

3 第46条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「投票の記載をする場所」とあるのは「選挙管理委員会が指定する場所」と読み替えるものとする。

4 第47条の規定は、第1項の場合について準用する。この場合において、同条中「第33条第1項」とあるのは「第41条」と読み替えるものとする。

(郵便投票)

第49条 投票所における投票による選挙において、次に掲げる事情により投票所における投票が困難である選挙人の投票については、第27条及び第33条第1項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便により選挙管理委員会に送付する方法によることができる。

- 一 用務または事故のため遠隔地に旅行または滞在をすること
- 二 学校感染症に罹患していること
- 三 疾病(学校感染症を除く。)、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること
- 四 休学または停学により登校が困難であること
- 五 天災または悪天候により投票所に到達することが困難であること

2 前項の規定による投票をしようとする選挙人は、請求の時に投票所における投票ができない期間が選挙の期日に係ると見込まれるときは、当該選挙の期日前4日までに、選挙管理委員会に対して、当該選挙人が署名をした文書により、かつ、前項各号に掲げる事情を証する書面及び選挙権を有することを証するに足りる文書を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。

3 第1項及び前項の規定により行われる郵便による送付に要する費用については、選挙管理委員会の負担とする。

4 第1項の規定による投票の場合においては、期日の後になってから選挙管理委員会に送達された投票は無効とする。ただし、消印が期日中またはその前のもので、開票が終わる前に送達されたものについてはこの限りでない。

(重複投票)

第50条 投票所における投票または電子計算機による投票及び特別の投票(第46条から第49条までの規定による投票を言う。)の両方の方法により投票した者の投票については、当該特別の投票は無効とする。

2 2以上の特別の投票により投票した者の投票は、当該投票のうちのみを有効とし、その他の投票は無効とする。この場合において、有効投票とすべき順位については、次に掲げる順序による。

- 一 第47条の規定による投票(第48条第2項において準用する場合を含む。)
- 二 第46条の規定による投票(第48条第3項において準用する場合を含む。)
- 三 第49条の規定による投票

第3節 開票

(開票所の設置)

第51条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)

第52条 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票日)

第53条 投票所における投票による選挙においては、開票は、すべての投票箱の送致を受けた日またはその翌日に行う。

2 電子計算機による投票による選挙においては、開票は、選挙の翌日に行う。

(開票)

第54条 投票所における投票による選挙においては、選挙管理委員会の委員長またはその指定を受けた委員(以下、「開票管理者」という。)は、当該選挙における各投票所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。

2 電子計算機による投票による選挙においては、開票管理者は、電子計算機を用いて投票を点検しなければならない。

3 投票の点検が終わったときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙管理委員会に報告しなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第55条 投票の効力は、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、第56条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第56条 投票所における投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 ○の記号以外の事項を記載したもの
- 三 ○の記号を自書しないもの
- 四 2以上の候補者等を○の記号により囲む記載をしたもの
- 五 いずれの候補者等を囲んで○の記号を記載したかを確認し難いもの

2 点字による投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 候補者等以外の事項のみを記載したもの

三 候補者等のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所または敬称の類を記入したものは、この限りでない。

四 候補者等を自書しないもの

五 候補者等のいずれを記載したかを確認し難いもの

3 電子計算機による投票については、投票を行うためのプログラムの意図に沿うべき動作をさせず、またはその意図に反する動作をさせるべき不正な記録をしたものは、無効とする。

(同一氏名の候補者等に対する投票の効力)

第57条 第47条の規定による投票において、同一の氏名、氏または名の候補者が2人以上ある場合も、その氏名、氏または名のみを記載した投票は有効とする。

2 前項の有効投票は、当該候補者のその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

(開票の公開)

第58条 開票は、公開して行わなければならない。

(開票録の作成)

第59条 開票管理者は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票に立ち会った選挙管理委員会の委員とともに、これに署名しなければならない。

(投票、投票録及び開票録の保存)

第60条 投票所における投票は、有効無効を区別し、投票録及び開票録と併せて、選挙管理委員会において、当該選挙に係る塾生代表の任期間、保存しなければならない。

2 電子計算機による投票の候補者等のいずれを選択したかを記録した選挙管理委員会の使用に係る電子計算機の記録は、投票録及び開票録と併せて、選挙管理委員会において、当該選挙に係る塾生代表の任期間、保存しなければならない。

(一部無効による再選挙の開票)

第61条 選挙の一部が無効となり再選挙を行った場合の開票においては、再選挙を行った部分の投票に限り、効力を決定するものとする。

(繰延開票)

第62条 第34条前段の規定は、開票について準用する。

(開票所の取締り)

第63条 第35条の規定は、開票所の取締りについて準用する。

(投票率)

第64条 選挙管理委員会は、開票の結果、有効投票の総数を選挙人の数(選挙の期日の前50日以内にされた調査による選挙人の数に限る。)で割った数が10分の1に満たないときは、当該選挙の無効の決定をしなければならない。

第4節 候補者

(候補者の立候補の届出等)

第65条 候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の告示があった日に、郵便等によることなく、文書でその旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 前項の文書には、候補者となるべき者の氏名、学籍及び選挙において候補者となることができない者でないことを候補者となるべき者が誓う旨の宣誓その他細則で定める事項を記載しなければならない。

3 第1項の規定により当該選挙において届出のあった者が規約第28条第2項但書または第66条の規定により当該選挙において候補者となり、または候補者であることができない者であることを知ったときは、選挙管理委員会は、その届出を却下しなければならない。

4 候補者は、第1項の規定により届出のあった候補者にあつては第1項の告示があった日に選挙管理委員会に届出をしなければ、その候補者たることを辞することができない。

5 第1項または前項の規定による届出があったとき、第3項の規定により届出を却下したときまたは候補者が死亡し、若しくは第66条の規定に該当するに至ったことを知ったときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(候補者となることができない者となった候補者の取扱い)

第66条 第65条第1項の規定により候補者として届出のあった者が、規約第28条第2項但書の規定により候補者となることができない者となったときは、その候補者たることを辞したものとみなす。

第5節 当選人

(当選人)

第67条 選挙は、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、その選挙につき第105条第1項第5号に規定する罰則を科された者は、当選人と定めることができない。

2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、開票所において、開票管理者がくじで定める。

(当選人の更正決定)

第68条 第108条または第110条の規定による審査の申立ての結果、再選挙を行わないで当選人を定めることができる場合においては、選挙管理委員会は、直ちに当選人を定めなければならない。

(当選人の繰上補充)

第69条 当選人が死亡者であるときまたは第71条の規定により当選を失ったときは、選挙管理委員会は直ちに当選人とならなかつた者の中から当選人を定めなければならない。

2 第76条第4号若しくは第5号の事由がその選挙の期日から3箇月以内に生じた場合において当選人とならなかつたものがあるときまたはこれらの事由がその選挙の期日から3箇月経過後に生じた場合において第67条第2項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙管理委員会は直ちにその者の中から当選人を定めなければならない。

(被選挙権の喪失または罰則と当選人の決定等)

第70条 前2条の場合において、当選人とならなかった者が、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなり、またはその選挙につき第105条第1項第5号に掲げる罰則を科されたときは、これを当選人と定めることができない。

(被選挙権の喪失または罰則による当選人の失格)

第71条 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなり、またはその選挙につき第105条第1項第5号に掲げる罰則を科されたときは、当選を失う。

(当選人決定の場合の報告、告知及び告示)

第72条 当選人が定まったときは、選挙管理委員会は、直ちに当選人には当選の旨を告知し、かつ、当選人の学籍及び氏名を告示しなければならない。

2 当選人が定まったときは、選挙管理委員会は、次の定例会または臨時会において当選人の学籍および氏名を報告しなければならない。

(当選等の効力の発生)

第73条 当選人の当選の効力は、前条の規定による告示があった日から、生ずるものとする。

(当選証書の付与)

第74条 選挙管理委員会は、前条の規定により当選人の当選の効力が生じたときは、遅滞なく当該当選人に当選証書を付与しなければならない。

(選挙及び当選の無効の場合の告示)

第75条 第5章の規定による審理の結果選挙若しくは当選が無効となったとき、第70条の規定により当選を失ったときまたは第69条の規定により選挙が無効となったときは、選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。この場合において、選挙管理委員会は、当該選挙または当選に関して付与した当選証書の返還を求めなければならない。

第6節 再選挙

(再選挙)

第76条 選挙について次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合においては、第68条または第69条の規定により当選人を定めることができることを除くほか、選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、再選挙を行わなければならない。ただし、同一人に関し、次に掲げる以外の事由によりまたは第79条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

- 一 当選人がないとき
- 二 当選人が死亡者であるとき。
- 三 当選人が第62条の規定により当選を失ったとき。
- 四 第108条または第110条の規定による異議の申出または審査の申立ての結果当選人がなくなり、または選挙が無効となったとき。
- 五 第64条の規定により選挙が無効となったとき。

(塾生代表の欠けた場合等の通知)

第77条 塾生代表が欠けた場合またはその辞任の申し出があった場合においては、欠けた日または辞任の申し出があった日から5日以内に事務局長から選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(塾生代表の欠けた場合等の繰上補充)

第78条 塾生代表が欠けた場合において、第67条第2項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙管理委員会は、その者の中から当選人を定めなければならない。

2 前項の場合において、選挙管理委員会は、前条の通知を受けた日から二十日以内に、当選人を定めなければならない。

(塾生代表が欠けた場合及び辞任の申出があった場合の選挙)

第79条 塾生代表が欠けるに至りまたはその辞任の申出があったことにつき、第77条の規定による通知を受けた場合において、第78条第1項の規定により当選人を定めることができることを除くほか、選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、第76条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

第4章 選挙運動等

第1節 選挙運動

(選挙運動)

第80条 選挙権を有する者は、選挙運動をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、選挙管理委員会の委員、事務員及び監査役は、選挙運動をしてはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、その地位を利用した選挙運動(職務上の身分関係または許認可その他の職務権限による影響力を利用した選挙運動をいう。)をしてはならない。

一 塾生代表

二 所属団体、特別委員会および事務局の構成員

4 前号各号に掲げる者が候補者若しくは候補者となろうとする者(現に職にある者を含む。第2条第4号の規定にかかわらず、以下この条において「候補者等」という。)を支持し、若しくはこれに反対する目的をもってする次の各号に掲げる行為または候補者等である同項各号に掲げる者が候補者として支持される目的をもってする次の各号に掲げる行為をしてはならない。

イ その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、または他人をしてこれらの行為をさせること。

ロ その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、または他人をしてこれらの行為をさせること。

ハ 候補者を支持し、若しくはこれに反対することを申し出で、または約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申し出で、または約束した者に係る利益を供与し、または供与することを約束すること。

(選挙運動の場所)

第81条 選挙運動(インターネットを利用する方法によるものを除く。)は、慶應義塾大学の敷地の中(居住区域を除く。)でなければ、することができない。

(選挙運動の期間)

第82条 選挙運動は、各選挙につき、候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

(選挙運動の適正な実施)

第83条 選挙運動をする者は、候補者に対して悪質な誹謗中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないように、選挙運動の適正な実施に努めなければならない。

(新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由)

第84条 この章に定めるところの選挙運動の制限に関する規定は、新聞紙(これに類する通信類を含む。以下同じ。)または雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載する自由を妨げるものではない。ただし、虚偽の事項を記載しまたは事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

(選挙運動員)

第85条 候補者は、細則で定めるところにより、選挙運動に用いるため、選挙権を有する者から選挙運動員を届け出ることができる。

2 選挙運動員は、同時に2以上の候補者の選挙運動員となることができない。

3 候補者は、選挙運動員を解任したときは、細則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

第2節 特定選挙運動

(特定選挙運動)

第86条 次に掲げる選挙運動(以下、「特定選挙運動」という。)は、候補者または選挙運動員でなければ、することができない。

一 文書図画の頒布(ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布を除く。)

二 文書図画の掲示

三 演説

四 ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布

(特定選挙運動の届出)

第87条 候補者は、特定選挙運動をし、または選挙運動員をしてさせようとするときは、あらかじめ、別に規定するところにより、選挙管理委員会に届け出なければならない。

(文書図画の頒布)

第88条 選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、候補者1人について、選挙管理委員会に届け出た、細則で定める枚数以内のビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラを散布することはできない。

2 選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画または看板(プラカードを含む。以下同じ。)の類を多数の者に回覧させることは、第1項の頒布とみなす。ただし、候補者が次条第1項第1号に規定するものを着用したままで回覧することは、この限りでない。

(ビラ頒布の場所)

第89条 選挙については、全塾協議会が所有し若しくは管理するものまたは投票所では、前条第1項のビラを頒布することができない。

2 選挙については、前条第1項のビラを他人の物件で頒布しようとするときは、その管理者、管理者がない場合にはその所有者の承諾を得なければならない。

(文書図画の掲示)

第90条 選挙運動のために使用する文書図画は、選挙管理委員会に届け出た、次の各号のいずれかに該当するもののほかは、掲示することができない。

- 一 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類
- 二 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
- 三 屋内の演説会場内においてその演説会の開催中掲示する映写等の類
- 四 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター

2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サインまたは電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類(前項第三号の映写等の類を除く。)を掲示する行為は、同項の禁止行為に該当するものとみなす。

3 第1項第4号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第93条第1項の規定により指定されたポスターの掲示場ごとに候補者一人につきそれぞれ一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4 第1項第4号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第82条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。

5 第1項第4号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて二を超えることができない。

6 第1項に規定するポスター(同項第五号のポスターを除く。)、立札及び看板の類(屋内の演説会場内において使用する同項第四号のポスター、立札及び看板の類を除く。)は、縦四十二センチメートル、横二十九・七センチメートルを超えてはならない。

7 第1項の規定により掲示することができるちょうちんの類は、それぞれ一箇とし、その大きさは、高さ八十五センチメートル、直径四十五センチメートルを超えてはならない。

(文書図画の撤去義務)

第91条 前条第1項第2号のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示した者は、演説会が終了したときは、直ちにこれらを撤去しなければならない。

(ポスターの数)

第92条 第90条第1項第4号のポスターは、候補者1人について細則で規定する枚数を超えて掲示することができない。

2 前項のポスターは、選挙管理委員会の定めるところにより、選挙管理委員会の行う検印を受け、その交付する証紙を貼り、またはその指定する標識を刷り込まなければ掲示することができない。

3 第90条第1項第4号のポスターには、その表面に掲示責任者を記載しなければならない。

(ポスター掲示場)

第93条 選挙管理委員会は、第90条第1項第4号のポスターの掲示場を指定しなければならない。

2 前項の掲示場の数は、1投票区につき1箇所以上とする。

3 第1項の掲示場は、選挙管理委員会が、投票区ごとに、当該投票区にある選挙人の数を勘案して、公衆の見やすい場所を指定するよう努めなければならない。

4 選挙管理委員会は、第1項の掲示場を指定したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

5 候補者は、第1項の掲示場に、選挙管理委員会が定め、あらかじめ告示する日から第90条第1項第4号のポスターそれぞれ一枚を掲示することができる。

6 前各項に規定するもののほか、第1項の掲示場におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項は、細則で定める。

(ポスター掲示場を設置しない場合)

第94条 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、前条第1項の掲示場は、設けないことができる。

(ポスターの掲示箇所等)

第95条 選挙については、全塾協議会が所有し若しくは管理するものまたは投票所には、第90条第1項第4号のポスターを掲示することができない。

2 選挙については、第90条第1項第4号のポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その管理者、管理者がない場合にはその所有者の承諾を得なければならない。

(文書図画の頒布または掲示につき禁止を免れる行為の制限)

第96条 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義もっててするを問わず、第88条または第90条の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボル・マークまたは候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布または掲示することができない。

2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、候補者の氏名又その他選挙運動に従事する者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を頒布または掲示する行為は、第88条または第90条の禁止を免れる行為とみなす。

(文書図画の撤去)

第97条 選挙管理委員会は、次の各号のいずれかに該当する文書図画があると認めるときは、候補者に撤去させることができる。

一 第90条または第92条の規定に違反して掲示したもの

- 二 候補者または候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)が候補者となる前に掲示された文書図画
- 三 第91条の規定に違反して撤去しないもの
- 四 第95条第1項または第2項の規定に違反して掲示したもの
- 五 選挙運動の期間前または期間中に掲示した文書図画で前条の規定に該当するもの

(ウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布)

第98条 選挙運動のために使用する文書図画を、ウェブサイト等を利用する方法(インターネット等を利用する方法(電気通信(有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けることをいう。以下同じ。))の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。))により、文書図画をその受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。以下同じ。))の映像面に表示させる方法をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)により頒布しようとする者は、細則で定めるところにより、選挙管理委員会に届け出なければならない。

2 選挙運動のために使用する文書図画であってウェブサイト等を利用する方法により選挙の期間の前日までに頒布されたものは、第82条の規定にかかわらず、選挙の期間においても、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる。

3 ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス(電子メール(特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信であって、その全部または一部においてシンプルメールトランスファープロトコルが用いられる通信方式若しくは携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式を用いるもの)の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)その他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報(以下「電子メールアドレス等」という。)が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

(演説)

第99条 選挙運動のために演説しようとする者は、細則で定めるところにより、演説しようとする場所、時間その他の必要な事項を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(演説の場所)

第100条 選挙については、全塾協議会が所有し若しくは管理するものまたは投票所では、演説することができない。

2 選挙については、他人の物件で演説しようとするときは、その管理者、管理者がない場合にはその所有者の承諾を得なければならない。

(演説の時間)

第101条 選挙運動のための街頭演説は、午後8時から翌日午前8時までの間及び学校の平穏を保つ必要がある時間として細則で定める時間は、することができない。

2 選挙運動のための街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければならない。

第3節 規制行為

(行為の規制)

第102条 選挙管理委員会は、選挙の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、次に掲げる行為をした者に対して、当該行為をやめるよう勧告することができる。

一 選挙権を有しない者が、選挙運動をすること

二 次に掲げる者が、その地位を利用して選挙運動をすること

イ 塾生代表

ロ 議員

ハ 事務局員

ニ 特別委員会の構成員

三 前号各号に掲げる者が候補者若しくは候補者となろうとする者(現に職にある者を含む。第2条第4号の規定にかかわらず、以下この条において「候補者等」という。)を支持し、若しくはこれに反対する目的をもってする次の各号に掲げる行為または候補者等である同項各号に掲げる者が候補者として支持される目的をもってする次の各号に掲げる行為

イ その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、または他人をしてこれらの行為をさせること。

ロ その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、または他人をしてこれらの行為をさせること。

ハ 候補者を支持し、若しくはこれに反対することを申し出で、または約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申し出で、または約束した者に係る利益を供与し、または供与することを約束すること。

四 候補者及び選挙運動員以外の者が、特定選挙運動をすること

五 各選挙につき、候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで以外の期間に選挙運動をすること

六 選挙に関し、投票を得若しくは得しめまたは得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすること

七 選挙に関し、職に就くべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表すること

八 選挙運動のため、自動車を連ねまたは隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為

九 選挙運動に関し、いかなる名義をもってするを問わず、飲食物(湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。)を提供すること

十 慶應義塾大学の敷地の中(居住区域を除く。)以外の場所において選挙運動(インターネットを利用する方法によるものを除く。)をすること

十一 候補者等が、選挙人に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状(電報その他これに類するものを含む。)を出すこと

十二 当選を得若しくは得しめまたは得しめない目的をもって新聞紙または雑誌の編集その他経営を担当する者に対し金銭、物品その他の財産上の利益の供与、その供与の申込若しくは約束しまたは饗応接待、その申込若しくは約束をして、これに選挙に関する報道及び評論を掲載させること

十三 新聞紙または雑誌の編集その他経営を担当する者は、前項の供与、饗応接待を受け若しくは要求しまたは前項の申込を承諾して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載すること

十四 当選を得若しくは得しめまたは得しめない目的をもって新聞紙または雑誌に対する編集その他経営上の特殊の地位を利用して、これに選挙に関する報道及び評論を掲載しまたは掲載させること

十五 選挙運動のために、候補者の氏名またはこれが類推されるような事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させること

十六 選挙運動の期間中に、前号の禁止を免れる行為として、候補者の氏名またはこれらのものが類推されるような事項を表示した広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させること

十七 候補者等は、選挙人に対する主として挨拶(年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにする挨拶及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにする挨拶に限る。次項において同じ。)を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに掲載させること

十八 候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する主として挨拶を目的とする広告を、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに有料で掲載させることを求めること

十九 候補者等が、選挙人に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすること

二十 候補者等以外の者が、候補者等を寄附の名義人とする選挙人に対する寄附をすること

二十一 候補者等に対して、選挙人に対する寄附を勧誘し、または要求すること

二十二 候補者等以外の者に対して、候補者等を寄附の名義人とする選挙人に対する寄附を勧誘し、または要求すること

二十三 候補者等がその役職員または構成員である団体が、塾生に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示しまたはこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をすること

二十四 候補者等の氏名が表示されまたはその氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、当該選挙に関し、塾生に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすること

二十五 当選を得若しくは得しめまたは得しめない目的をもって選挙人または選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をしまたは供応接待、その申込み若しくは約束をすること

二十六 当選を得若しくは得しめまたは得しめない目的をもって選挙人または選挙運動者に対しその者またはその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をすること

二十七 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたことまたはその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもって選挙人または選挙運動者に対し第25号に掲げる行為をすること。

二十八 第25号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第25号若しくは前号の申込みを承諾しまたは第26号の誘導に応じ若しくはこれを促すこと

二十九 第25号から第27号までに掲げる行為をさせる目的をもって選挙運動者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をしまたは選挙運動者がある交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込みを承諾すること

三十 第24号から第27号までに掲げる行為に関し周旋または勧誘をすること

2 選挙管理委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(グレーゾーン解消制度)

第103条 選挙に関する行為を行おうとする者は、細則で定めるところにより、選挙管理委員会に対し、その行おうとする行為及びこれに関連する活動(以下この項において「選挙関係行為等」という。)に関する規制について規定する前条の規定の解釈並びに当該選挙関係行為等に対するその規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による求めを受けたときは、遅滞なく、当該求めをした者に理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表するものとする。

(情報の提供等)

第104条 選挙管理委員会は、前条第1項の規定による求めをしようとする者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第4節 罰則

(罰則)

第105条 選挙管理委員会は、候補者の反則点数(選挙を通じて、候補者がした別表の左欄に掲げる行為(以下、「反則行為」という。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める点数を付加したものを、一の選挙を通じて累計したものをいう。以下同じ。)が次に掲げる点数に達したときは、当該各号に掲げる罰則を科すものとする。

- 一 2点 選挙運動を1日停止させること
- 二 4点 選挙運動を3日停止させること
- 三 6点 選挙運動を4日停止させること
- 四 8点 選挙運動を5日停止させること

五 10点 当該候補者が当選人となった場合において、当該当選を無効とすること

2 選挙運動員がした反則行為は、当該選挙運動員を用いる候補者がしたものとみなす。

3 候補者が、候補者となる前に、候補者となった選挙に関してした反則行為は、当該候補者がしたものとみなす。

4 選挙管理委員会は、反則行為の情状に酌量すべきものがあると認めるときは、その反則点数を軽減することができる。

(告知)

第106条 選挙管理委員会の委員は、反則行為をした候補者等があると認めるときは、その者に対し、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種別を書面で告知するものとする。

2 前項の書面には、この章に定める手続を理解させるため必要な事項を記載するものとする。

3 選挙管理委員会の委員は、第1項の規定による告知をしたときは、選挙管理委員会に速やかにその旨を報告しなければならない。

(通告)

第107条 選挙管理委員会は、前条第3項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る点数の付加を書面で通告するものとする。

2 選挙管理委員会は、前条第3項の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者でないと認めるときは、その者に対し、すみやかに理由を明示してその旨を書面で通知するものとする。この場合において、その者が当該告知に係る種別以外の種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、その者に対し、理由を明示して当該反則行為が属する種別に係る反則点数の付加を書面で通告するものとする。

第5章 争訟

(選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て)

第108条 選挙において、その選挙の効力に関し不服がある選挙人または候補者は、当該選挙の日から7日以内に、文書で選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

2 前項の規定により選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日または第122条第1項の規定による告示の日のどちらか遅い方から7日以内に、文書で議会に審査を申し立てることができる。

(選挙の無効の決定、裁決または判決)

第109条 選挙の効力についての決定について、異議の申出または審査の申し立てがあった場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、選挙管理委員会または議会は、その選挙の全部または一部の無効を決定し、または議決しなければならない。

(当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て)

第110条 塾生代表の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人または候補者は、第73条の規定による告示の日から7日以内に、文書で選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。

2 前項の規定により選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日または第122条第1項の規定による告示の日のどちらか遅い方から7日以内に、文書で議会に審査を申し立てることができる。

(当選の無効の決定または議決)

第111条 当選の効力についての決定について、異議の申出または審査の申し立てがあった場合において、選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合は、選挙管理委員会または議会は、その当選の無効を決定し、または議決しなければならない。

(当選の効力に関する争訟における選挙の無効の決定または議決)

第112条 前条の規定による当選の効力に関する異議の申出または審査の申し立てがあった場合においても、その選挙が第109条第1項の場合に該当するときは、選挙管理委員会または議会は、その選挙の全部または一部の無効を決定しまたは議決しなければならない。

2 第109条第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。

(当選の効力に関する争訟における潜在無効投票)

第113条 当選の効力に関する異議の申出または審査の申立てがあった場合において、選挙の当日選挙権を有しない者の投票その他本来無効となるべき投票であってその無効原因が表面に現れない投票で有効投票に算入されたことが推定され、かつ、その帰属が不明な投票があることが判明したときは、選挙管理委員会または議会は、第67条の規定の適用に関する各候補者の有効投票の計算については、候補者の得票数から、当該無効投票数を各候補者の得票数に応じて按分して得た数をそれぞれ差し引くものとする。

(文書の記載事項)

第114条 第108条および第110条に規定する文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 異議を申出、または審査を申立てる者の氏名及び学籍
- 二 異議の申出または審査の申立ての趣旨及び理由
- 四 異議の申出または審査の申立ての年月日
- 五 前各号に掲げるものの他、細則で規定する事項

(異議の申出および審査の申立ての提出)

第115条 異議を申出る者は、第108条第1項または第110条第1項に規定する文書を選挙管理委員会に提出するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により文書が提出されたときは、速やかに、当該異議申立ての審理手続を開始しなければならない。ただし、選挙管理委員会は、次に掲げる場合は審理手続を経ずに当該申出を却下することができる。

- 一 文書が前条の規定に違反する場合において、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じ、異議を申出る者がその期間内に不備を補正しないとき。
- 二 異議の申出が規定の期間経過後にされたものである場合その他この規則の規定に適さないものであって補正することができないことが明らかなきとき。

3 審査を申し立てる者は、第108条第2項または第110条第2項に規定する文書を議長に提出するものとする。

4 議長は、前項の規定により文書が提出されたときは、その次の定例会または臨時会において、当該審査の申立てを議案として取り扱わなければならない。ただし、議長は、次に掲げる場合は、議案として取り扱わずに当該申立てを却下することができる。

- 一 文書が前条の規定に違反する場合において、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じ、審査を申し立てる者がその期間内に不備を補正しないとき。
- 二 審査の申立てが規定の期間経過後にされたものである場合その他この規則の規定に適さないものであって補正することができないことが明らかなきとき。

(異議申出および審査申立ての取下げ)

第116条 異議を申出、または審査を申し立てた者は、決定または議決があるまでは、いつでも当該申出または申立てを取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げは、書面でしなければならない。

(選挙人等の出頭及び証言の請求)

第117条 選挙管理委員会は、本章に規定する異議の申出があった場合において、その決定のため必要があると認めるときは、異議を申出た者及び選挙人その他の関係人の証言、意見、物件の提出、鑑定及び検証その他必要な取り調べを求めることができる。

2 議会は、本章に規定する審査の申立てがあった場合において、定例会及び臨時会の例により、審査を申立てた者及び選挙人その他の関係人の証言、意見、物件の提出、鑑定及び検証その他必要な取り調べを求めることができる。

(弁明等の権利)

第118条 選挙管理委員会及び議会は、異議を申出、または審査を申立てた者が弁明し、反論し、意見し、または物件を提出することを求めたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(審理手続の併合または分離)

第119条 選挙管理委員会または議会は、必要があると認める場合には、数個の異議の申出または審査の申立てに係る審理手続を併合し、または併合された数個の異議の申出または審査の申立てに係る審理手続を分離することができる。

(審理手続の終結)

第120条 選挙管理委員会または議会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、申立人が、正当な理由なく連絡に応じないときは、選挙管理委員会または議会は、審理手続を終結することができる。

3 選挙管理委員会または議会は、審理手続を終結したときは、速やかに決定または議決をしなければならない。

(異議の申出または審査の申立ての棄却)

第121条 異議の申出または審査の申立てに理由がない場合には、選挙管理委員会または議会は、決定または議決で、当該異議の申出または審査の申立てを棄却する。

(決定または議決の通知及びその要旨の告示)

第122条 選挙管理委員会は、第103条第1項及び第110条第1項の異議の申出に対する決定を、文書をもってし、理由を付けて異議申出人に通知するとともに、その要旨を告示しなければならない。

2 議会は、第103条第2項及び第110条第2項の審査の申立てに対する議決を、文書をもってし、理由を付けて審査申立人及び選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項に規定する通知を受けたときは、直ちにその要旨を告示しなければならない。

(決定または議決の効力発生)

第123条 異議の申し出に対する決定または審査の申立てに対する議決は、前条の規定により、審査請求人に通知され、及び告示された時に、その効力を生ずる。

2 決定及び議決の通知は、通知を受けるべき者に決定書または議決書の謄本を送付することによってする。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れない場合その他裁決書の謄本を送付することができない場合には、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送達は、選挙管理委員会または議会が決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を公告することによる。この場合において、その公告を始めた日の翌日から起算して10日を経過した時に決定書または議決書の謄本の送付があったものとみなす。

(争訟の処理)

第124条 本章に規定する争訟については、異議の申出に対する決定はその申出を受けた日から7日以内に、審査の申立てに対する議決はその申立てを受理した日から14日以内にするように努めなければならない。

(証拠書類等の返還)

第125条 選挙管理委員会または議会は、異議の申出に対する決定または審査の申立てに対する議決をしたときは、速やかに、第118条の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物または書類その他の物件及び第117条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

第6章 補則

(細則への委任)

第126条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、細則で定める。

2 細則は、選挙管理委員会が定め、公布する。

3 細則は、公布の日から起算して7日を経過した日から施行する。ただし、細則でこれと異なる施行期日を定めたときは、その定めによる。

4 選挙管理委員会は、細則を定めたときは、その次の定例会または臨時会において報告しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第127条 この規則において、申請等(申請、届出その他の規則の規定に基づき選挙管理委員会に対して行われる通知をいう。以下同じ。)のうち当該申請等に関する規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、細則で定めるところにより、細則で定める電子情報処理組織(選挙管理委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該規定その他の当該申請等に関する規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に選挙管理委員会に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した氏名を明らかにする措置であって細則で定めるものをもって代えることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として細則で定める場合には、細則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。)」とする。

附 則

- 1 この規則は、議決の日から起算して6月を超えない範囲内において細則で定める日から施行する。
- 2 改正後のこの規則の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日前までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 当分の間、規約第20条第4項に規定する投票に関し必要な事項は、塾生代表選挙の規定を準用する。
- 5 第105条第1項第5号に規定する罰則の適用は、当分の間、事前の議会の議決による了承を必要とするものとし、当該規定については、2023年11月期定例会において引き続き検討を行うものとする。

別表(第105条関係)

第105条第1項第1号から第4号までの規定により、選挙運動を停止させられたにも関わらず、なお選挙運動をすること	5点
第87条の規定に違反し、選挙管理委員会への事前の届出なく特定選挙運動をすること	3点
第102条第1項第25号から第30号に掲げる行為をすること	5点
第102条第1項第19号から第24号に掲げる行為をすること	4点
第102条第1項第9号および第15号から第18号に掲げる行為をすること	3点
第102条第1項第5号から第8号、第10号および第11号に掲げる行為をすること	2点